

# 第1編 総則

# 第 1 編 総 則

## 第 1 章 計画策定の目的

最近の危機は自然災害に限られたものではなく、本県は首都東京に隣接していることから、武力攻撃や大規模テロ等が発生する危険性は高いと考えられる。

武力攻撃事態等が発生した場合、県は、県民を安全に避難させ救援していく重要な責務を担うこととなる。県民の避難・救援を的確に果たしていくため、平素から国、市町村、指定公共機関・指定地方公共機関等の関係機関と相互に連携するとともに、県民の協力を得て、武力攻撃事態等に迅速かつ的確に対処できる万全の体制を整備しておくことが必要である。

この計画は、我が国に対する武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、緊急対処事態から、県民の生命、身体、財産を保護するため、必要な事項を定めるものである。

なお、県民の安全を確保するためには、実施する国民保護措置についても絶えず検証がなされていくべきものであり、県はその検証結果に基づき、必要に応じてこの計画の変更を行うものとする。計画の変更にあたっては県国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

## 第 2 章 計画策定の背景・経緯

第 2 次世界大戦から 60 年以上を経過し、冷戦の終結により世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。そうした中、2001 年 9 月 11 日には米国で同時多発テロが発生し、一瞬にして多くの人々の命が奪われ、世界中の人々が震撼した。その後も世界各地でテロが引き起こされ、犠牲者が増え続けている。

我が国でも、国際的テロ集団から標的として名指しされたことを始め、武装不審船の出没や、大量破壊兵器の拡散などの脅威に依然として脅かされているのが現状である。

国の平和と国民の安全を確保するためには、国際協調に基づく外交・安全保障政策などにより、我が国への脅威を未然に防ぐことが何より重要で

ある。しかし、それら最大限の努力を行ってもなお、我が国の平和と安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、万全の体制を備えておくことは、大変重要なことである。

そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下「武力攻撃事態対処法」という。）が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）などの有事関連七法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。

### 第3章 計画策定に当たっての基本的な考え方

本計画を策定するにあたり、その基本的な考え方は以下のとおりである。

- 基本的人権の尊重  
国民の自由と権利への制限は必要最小限度のものに限られ、かつ適正な手続きの下に行われるものとし、国民の基本的人権の尊重に最大限配慮する。
- 国民の権利利益の迅速な救済  
国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申し立て又は訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続きについて、国民からの問い合わせに対応する総合窓口の開設や、必要に応じて外部の専門家等の協力を得るなどして、迅速な処理を実施する。  
また県及び市町村は、これらの手続に関連する文書を適切に保存するものとする。
- 情報の伝達と共有化の確保  
警報の発令・伝達など、国から住民までの正確かつ迅速な情報の伝達体制・共有化のための方法の確立を図る。
- 国民保護措置実施体制の確立及び連携  
県、市町村、指定地方公共機関等における対策本部の設置等による国民保護措置実施体制の整備と連携方法の確立を図る。
- 県民の自助・共助  
武力攻撃災害時には大規模な被害が発生するおそれがあり、被害の防止又は軽減を図るため、行政や関係機関のみならず、日頃からの県民の自主的な備えや、地域での助け合いの充実を図る。
- 指定公共機関、指定地方公共機関の自主性の尊重、言論その他表現の自由の保障  
指定公共機関及び指定地方公共機関がその業務について国民保護措置を実施するに当たっては、その実施方法等については、県及び市町村から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとされていることに留意する。  
また、県は日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その

特性にかんがみ、その自主性を尊重するものとする。

また、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置として実施する警報、避難の指示、緊急通報の内容の放送については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

○ 災害時要援護者の保護

高齢者、障害者、乳幼児等災害時要援護者の積極的な避難救援対策を実施する。

○ 国際人道法の的確な実施の確保

県は、国民保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するものとする。

○ 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

県は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮するものとする。

○ 準備体制の充実

武力攻撃事態等の発生に備え、情報収集体制の構築や、必要な食料等の備蓄、資機材の整備、実践的な訓練の実施など、平時における準備体制の充実を図る。

## 第4章 埼玉県の概況

### 第1節 地理的特性

本県は、内陸県であるため、他県に避難する場合には、隣接する多くの都県との調整が必要とされるとともに、一方で東京を始め多くの都県から本県に避難してくるといった事態が発生する可能性が高い。

また、県西部には関東山地、東側には関東平野が広がっている。

平野部のうち、県南・県央・県西・県東部に人口が集中しており、こうした地域と県北部では、避難の規模が大きく異なることとなる。

また、秩父地域は山間部であるため、集落が孤立しがちなことや、避難路が限定されるといった課題がある。

主要な河川は荒川と利根川であり、特に荒川は秩父山系を源として、本県の平野部の中央を流れており、避難や救護など国民保護措置実施に当たって大きな影響を与えている。

### 第2節 社会的特性

#### 1 人口

##### (1) 人口動向等

本県の人口は、昭和30年代後半から急増し、昭和35年の243万人が昭和45年には387万人となり、昭和52年2月には500万人を、昭和62年5月には600万人を超えた。その後上昇率は鈍化した。平成14年8月に推計人口ではついに700万人を超えた。平成21年4月1日現在の推計人口は約715万人である。

そのうち国道16号以南の市町の人口が500万人近くに達するなど、県南・県央・県西・県東部に人口が集中している。

##### (2) 昼夜間人口比率

本県の昼夜間人口比率は、平成17年国勢調査によると87.5%となり、全国で最も低い。

また、本県からの他都県への通勤・通学者数は1,134,481人で、そのうち東京都への通勤・通学者は1,011,039人(89.1%)で、神奈川県に次いで全国第2位である。昼間は東京に多くの県民がいるため、武力攻撃事態等が発生した場合には、こうした県民に関する情報を迅速に収集し提供していくといったことが重要となる。

## 2 公共交通

本県は、南北方向に向う鉄道網が発達しており、旅客輸送等は、JR東日本、東武鉄道、西武鉄道、秩父鉄道、東京地下鉄、埼玉高速鉄道、埼玉新都市交通、首都圏新都市鉄道が担っている。

バス輸送に関しては、県内には27の乗合バス事業者があり、1,454系統のバス網が構成されている。(平成19年度末)

人口の増加に伴い、輸送需要が増大しており、特に都内に向う鉄道路線を中心に、通勤・通学時の混雑は、著しいものがある。このため、テロ等により特に列車やターミナル駅が爆破等された場合には、人命に甚大な被害が生じることが懸念されるため、安全確保に特に配慮していく必要がある。

## 3 道路

本県の道路は南北方向に「関越自動車道」「東北縦貫自動車道」「常磐自動車道」及び首都高速道路の「高速埼玉大宮線」がそれぞれ供用し、「東埼玉道路」の整備が順次進められている。一方、東西方向には、都心から15キロ圏に「東京外かく環状道路」が他県に先駆け供用しているほか、40～50キロ圏には「首都圏中央連絡自動車道」が一部供用し、その延伸事業も進められているなど、県土の骨格を形成する自動車専用道路網が着々と形成されつつある。

さらに、一般国道の4号、122号、17号、254号、407号、299号が南北方向に、一般国道の463号、16号、125号及び本県と山梨県とを結ぶ「西関東連絡道路」として140号が東西方向にある。

県内の自動車交通量は、人口の増加に加え、車社会の急激な進展により、飛躍的に増加した。そのため、武力攻撃事態等発生時の避難の交通手段として、自家用自動車の使用を認めると大変な混乱を招くと考えられる。都市部においては、鉄道、徒歩、バスといった手段による避難を原則とする必要がある。

## 4 基地

県内には、陸上自衛隊の朝霞駐屯地(朝霞市・和光市・新座市・東京都練馬区)及び大宮駐屯地(さいたま市)の2施設、航空自衛隊の入間基地(入間市・狭山市)及び熊谷基地(熊谷市)の2施設などがある。そして、キャンプ朝霞(和光市)、所沢通信施設(所沢市)、大和田通信所(新座市・東京都清瀬市)の3か所の米軍基地がある。

こうした防衛上の重要施設は、武力攻撃等の攻撃目標とされる可能性が高いと考えられ、施設周辺の住民の避難について配慮していく必要がある。

## 5 生活関連施設

本県には原子力発電所は所在しないものの、国民保護法が定める生活関連等施設（ダム、浄水施設など国民生活に関連を有する施設や毒劇物等の危険物施設）が多数所在している。

ダムは、建設中も含め、荒川水系に4、利根川水系に5の計9か所ある。また、浄水施設は県営のものが5か所ある。

消防法上の危険物質を取扱う施設は約15,800か所、毒劇物取扱施設数は約3,200か所あり、いずれも県内全域に所在している。（平成20年度末）

こうした施設がひとたび破壊されると、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると考えられるため、周辺住民の避難について配慮していくほか、施設の管理体制についても充実していく必要がある。

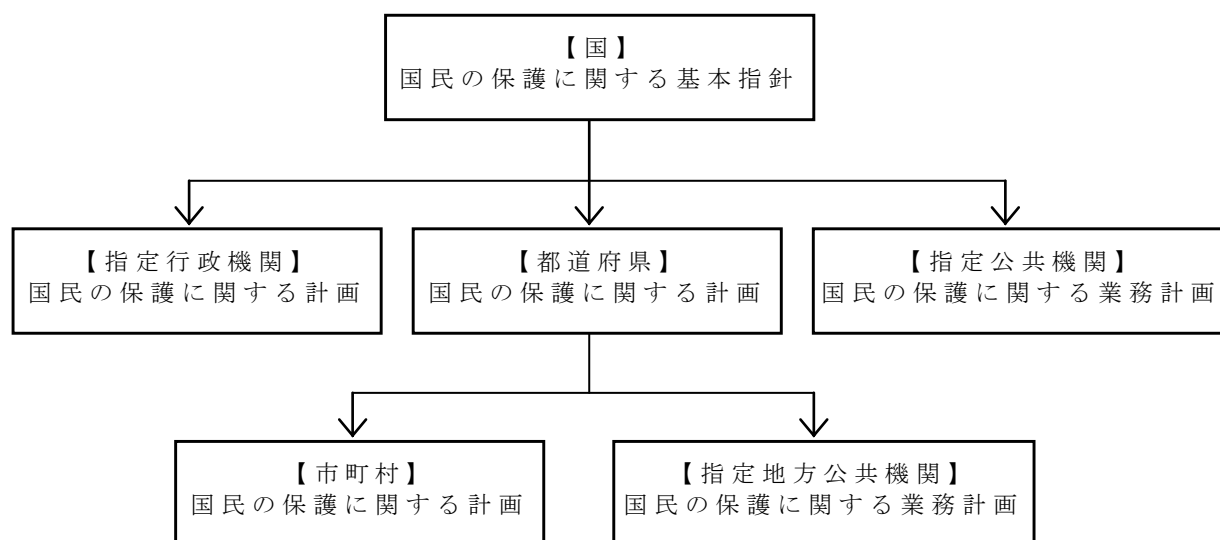


## 第5章 国民保護の実施体制

国民を保護するための措置は、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関がそれぞれの責務の下、連携し一体となって実施していくものである。

こうした措置を実施するため、国が定めた基本指針に基づき、指定行政機関及び都道府県は国民の保護に関する計画を、指定公共機関は国民の保護に関する業務計画を作成することとされている。

さらに、都道府県の国民の保護に関する計画に基づいて、市町村は国民の保護に関する計画を、指定地方公共機関は国民の保護に関する業務計画を作成する。なお、計画の作成にあたっては、基本指針も踏まえるものとする。



### 第1節 国・県・市町村等の責務

県は、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関と相互に連携し、国民の保護のための措置を実施するが、国・県・市町村等の責務とされているものは、主に以下のとおりである。

#### 1 国の責務

##### (1) 基本的事項

- ① 基本指針を定めること。
- ② 武力攻撃事態等が発生した場合には、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施

すること。

- ③ 地方公共団体、指定公共機関の実施する国民の保護のための措置を的確かつ迅速に支援すること。
- ④ 国民の保護のための措置に関し国費による適切な措置を講じること。

(2) 国が実施する主な措置

- ① 警報の発令、避難措置の指示
- ② 武力攻撃事態等の情報の提供
- ③ 救援の指示、応援の指示、安否情報の収集・提供
- ④ 武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示
- ⑤ 生活関連等施設の安全確保に関する措置
- ⑥ 放射性物質等を用いた攻撃（NBC攻撃）により生ずる汚染の拡大を防止するための措置
- ⑦ 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置
- ⑧ 生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置
- ⑨ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

(3) 指定行政機関

指定行政機関の長は、基本指針に基づき、その所掌事務に関し国民保護計画を作成し、国民の保護に関する措置を実施することとされている。

指定行政機関の担当部署、連絡方法、主な措置等は別添資料のとおりである。

**【関連資料】**

資料 1 - 1 - ③ 指定行政機関の担当部署、連絡方法

(4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関の担当部署、連絡方法、主な措置等は別添資料のとおりである

**【関連資料】**

資料 1 - 1 - ④ 指定地方行政機関の担当部署、連絡方法、主な措置等

2 県の責務

(1) 基本的事項

- ① 国及び他の地方公共団体その他関係機関と相互に協力し、武力

攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する。

- ② 国があらかじめ定める基本的な方針に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。
- ③ 県の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。
- ④ 知事は、基本指針に基づき、国民の保護に関する計画を作成する。

#### (2) 県が実施する主な措置

- ① 警報の市町村長等への通知
- ② 住民への避難の指示
- ③ 県の区域を越える住民の避難に関する措置
- ④ 避難住民等の救援
- ⑤ 安否情報の収集及び提供
- ⑥ 緊急通報の発令
- ⑦ 武力攻撃災害を防除し、及び軽減するための措置
- ⑧ 生活関連等施設の安全確保
- ⑨ 保健衛生の確保
- ⑩ 生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置

### 3 市町村の責務

#### (1) 基本的事項

- ① 国、県等他の地方公共団体、その他関係機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し必要な措置を実施する。
- ② 国があらかじめ定める基本的な方針に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。
- ③ 当該市町村の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。
- ④ 市町村長は、県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成する。

#### (2) 市町村が実施する主な措置

- ① 警報、避難の指示の住民への伝達
- ② 避難住民の誘導
- ③ 避難住民等の救援
- ④ 安否情報の収集及び提供
- ⑤ 退避の指示
- ⑥ 警戒区域の設定
- ⑦ 消防

⑧ 水の安定供給等国民生活の安定に関する措置

4 指定公共機関・指定地方公共機関の責務

(1) 基本的事項

指定公共機関、指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、その業務に関して必要な国民を保護するための措置を実施することとされている。

(2) 指定公共機関、指定地方公共機関が実施する主な措置

① 放送事業者

警報、避難の指示、緊急通報の内容の放送

② 運送事業者

避難住民、緊急物資の運送

③ 医療事業者

医療の実施

④ ライフライン事業者

電気、ガス、飲料水等の安定供給

⑤ 電気通信事業者

通信の確保

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関の名称等

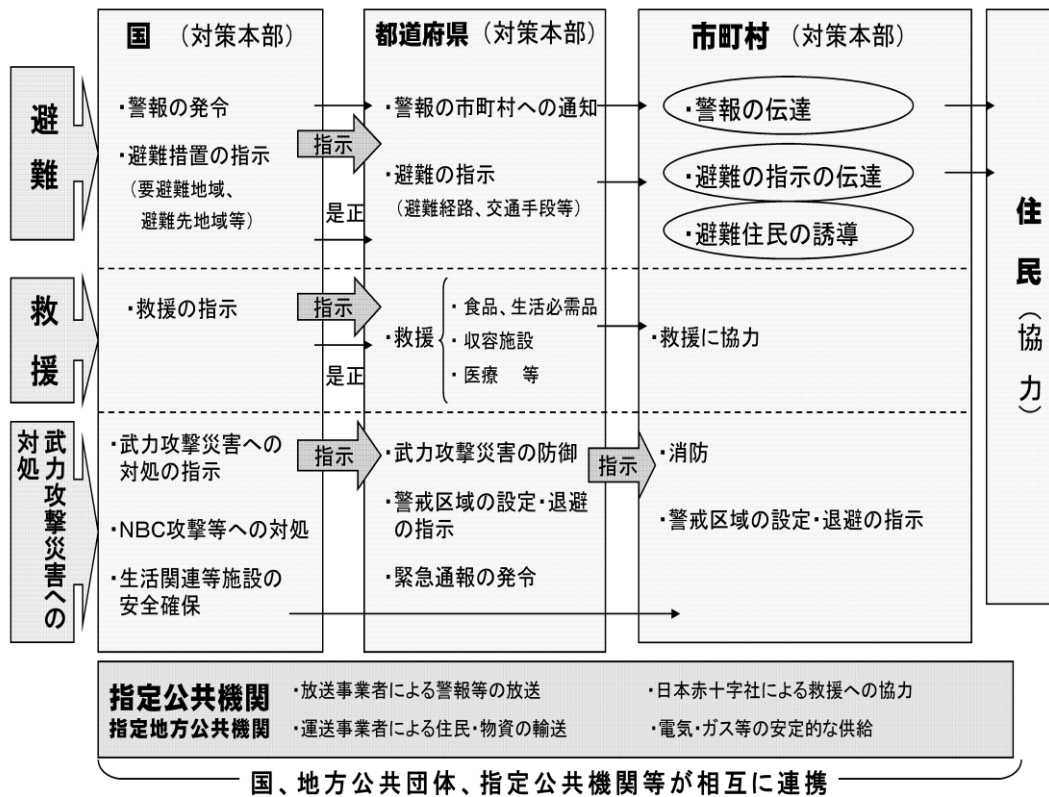
指定公共機関、指定地方公共機関の名称及び業務内容は、別添資料のとおりである。

**【関連資料】**

資料 1 - 1 - ⑤ 指定公共機関の担当部署、連絡方法、主な措置等

資料 1 - 1 - ⑥ 指定地方公共機関の担当部署、連絡方法、主な措置等

## 武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み



### 第 2 節 関係機関との連携

武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等については、いつ発せられるかわからない。このため、県はいつでも速やかに国民の保護措置が実施できる体制を整備するものとし、市町村、指定地方公共機関も同様の体制の整備に努めることとする。

また、県は、武力攻撃事態等が発生した時に、国民の保護に関する措置を迅速かつ的確に実施できるよう、あらかじめ国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関の担当部署、連絡方法、手続きについて把握するとともに、訓練を実施するなどして円滑な運営体制の整備を図るものとする。

また、県は、市町村間で応援協定等を締結する際に必要な支援をするなどして、市町村相互間の国民保護措置の整合性の確保を図るものとする。

#### 【関連資料】

- 資料 1 - 1 - ① 市町村の担当部署、連絡方法
- 資料 1 - 1 - ② 消防機関の担当部署、連絡方法

- 資料 1 - 1 - ③ 指定行政機関の担当部署、連絡方法
- 資料 1 - 1 - ④ 指定地方行政機関の担当部署、連絡方法、主な措置等
- 資料 1 - 1 - ⑤ 指定公共機関の担当部署、連絡方法、主な措置等
- 資料 1 - 1 - ⑥ 指定地方公共機関の担当部署、連絡方法、主な措置等

### 第 3 節 他の都道府県との連携

#### 1 応援体制の構築

武力攻撃事態等発生時には、県域を越えるような広域的な避難や救援が想定される。

特に、本県は首都東京に隣接しており、毎日約 1 0 0 万人を超える県民が通勤通学をしている。東京が攻撃を受けた場合には、大規模な避難住民が生じることが考えられ、こうした対応は一つの県ではなく、東京都を中心とした八都県市などで共同で対処すべき課題である。

また、都県域を越えた住民の避難を行う必要があるとき、関係の知事は避難住民の受入について、あらかじめ協議しなければならないほか、県域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認める場合には、知事は他の都道府県知事に対して応援を求めることができることとされている。

さらに、他の都道府県の住民が本県に避難してきた場合には、避難住民を受け入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、知事は避難住民を受け入れ、必要な応援を実施するほか、応援を求められた知事は正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。

こうした事態に備え、あらかじめ近隣都県をはじめとする全国都道府県と相互に、県域を越える住民の避難・救援に関する協定及び緊急物資の相互応援協定を締結し、その実施方法等について明らかにしておくものとする。なお、避難経路、衛生研究所等の情報共有に関して平素から体制の整備に努めることとする。

#### 2 職員の派遣

東京都に職員を常時派遣し、首都圏各都県における国民保護措置に関する情報の共有化を図るとともに、武力攻撃事態等の発生時にはこうした近隣都県の情報をいち早く本県に報告するなど、迅速な初動対応

を実施するものとする。

#### 第4節 公共的団体との協力体制

県や市町村が、国民の保護に関する措置等を的確かつ迅速に実施する上で、農業協同組合や社会福祉協議会のような公共的団体の協力は重要である。県及び市町村は、公共的団体との相互の連携を密にし協力体制の整備を図るものとする。

#### 第5節 県民の協力

武力攻撃等が発生した場合、県や市町村等は、警報の伝達や避難措置の指示、住民の避難誘導や救援、安否情報の収集、武力攻撃災害への対処等といった多くの業務を実施することとなり、県民の自発的な協力が必要になると考えられる。

このため、県及び市町村は、県民相互の協力組織やボランティア等を支援していくものとする。

一方、県民自らも近隣住民とのコミュニケーションづくりに努めたり、武力攻撃事態等に備えて食料や飲料水等を備蓄するなどして、日頃から自助・共助の精神に基づき備えていくことが期待されている。

ただし、県民の協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、強制にわたることがあってはならない。

また、二次災害を避ける意味からも、県、市町村、関係機関が県民に協力を求める場合には、その安全確保に十分配慮していくものとする。

#### 第6節 武力攻撃等の態様と留意点

##### 1 武力攻撃事態の特徴と留意点

##### (1) 着上陸侵攻の場合

##### ① 特徴

ア 我が国に対して大規模な着上陸侵攻が直ちに行われる可能性は低いと考えられるが、発生した場合、一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船

船、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。

イ 着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。

ウ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

## ② 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

## (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

### ① 特徴

ア 県警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵国もその行動を秘匿するためあらゆる手段を行使することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、本県においても、さいたま新都心における国のブロック機関をはじめ、鉄道、橋りょう、ダムなどに対する注意が必要である。

イ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば危険物施設が攻撃された場合には、被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合も考えられる。

### ② 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む）と県、県警察、自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事は緊急通報を発令し、市町村長又は知事は、退避の指示又は警戒区域の設定など



の措置を行う必要がある。

### (3) 弾道ミサイル攻撃の場合

#### ① 特徴

ア 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭であるのか、NBC弾頭であるのか）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

イ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して被害は局限化され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。

#### ② 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、通常弾頭の場合には、屋内への避難や消火活動が中心となる。NBC弾頭の場合も、屋内への避難が基本となるが、必要に応じて目張りなど特別な対応が必要となる場合がある。また、情報の収集に努め、安全が確認されるまで、屋外に移動することを避ける必要がある。

### (4) 航空攻撃の場合

#### ① 特徴

ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

イ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

ウ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

エ 通常爆弾の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

#### ② 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに地下室等屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活

関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

## 2 緊急処理事態

### (1) 攻撃対象施設等による分類

#### ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

##### ア 事態例

(ア) 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

(イ) ダムの破壊等

##### イ 留意点

(ア) 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害  
爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

(イ) ダムが破壊された場合の主な被害

ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

#### ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

##### ア 事態例

(ア) 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破

(イ) 列車等の爆破

##### イ 留意点

大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

### (2) 攻撃手段による分類

#### ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

##### ア 事態例

(ア) ダーティボム等の爆発による放射能の拡散

(イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布

(ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

(エ) 水源地に対する毒素等の混入

##### イ 留意点

(ア) 放射能の拡散

ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。

ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。

小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

(イ) 生物剤（毒素を含む）による攻撃。

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

(ウ) 化学剤による攻撃

一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。

生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短時間で発生する。

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

ア 事態例

(ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

(イ) 弾道ミサイル等の飛来

イ 留意点

主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。